

■ 障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス

自立支援給付（黄色の受給者証）

サービス			内容	
訪問系	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	者・児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事援助、通院等の介助を行います。
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。入院時も一定の支援が可能となりました。
外出支援系		同行援護	者・児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。（代筆・代読を含みます）
		行動援護	者・児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避する為に必要な支援、外出支援を行います。
訪問系		重度障害者等包括支援	者・児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的行います。
		短期入所系	短期入所 (ショートステイ)	者・児
日中活動系			生活介護	者
		施設入所系	療養介護	者
施設入所			者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住支援系	訓練等給付	共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
		自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
訓練系・就労系		自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能及び生活能力の維持、向上のために必要な支援・訓練を行います。
		就労選択支援	者	障がいのある人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労能力や適性などに合った選択の支援を行います。
		就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

障害児通所給付（緑色の受給者証）

サービス			内容	
通所系 訪問系 施設支援系 施設入所系	障害児通所給付	児童発達支援	児	主に0歳から6歳までの未就学児で障害のある又は発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
		医療型児童発達支援	児	障害児が日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の習得を行うとともに、医療的な支援を行います。
		放課後等デイサービス	児	主に小学校、中学校、高校に通う障害のある又は発達に課題のある6歳から18歳までの就学児童・生徒を対象に、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障がい等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
		保育所等訪問支援	児	専門知識をもつ支援員が子どもが通う施設等を訪問し、障害児が保育園や学校での集団生活に適応するための支援を行います。
		福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。【申請は広島県】
		医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。【申請は広島県】

注）「者」は「障害者」、「児」は「障害児」が利用できます。

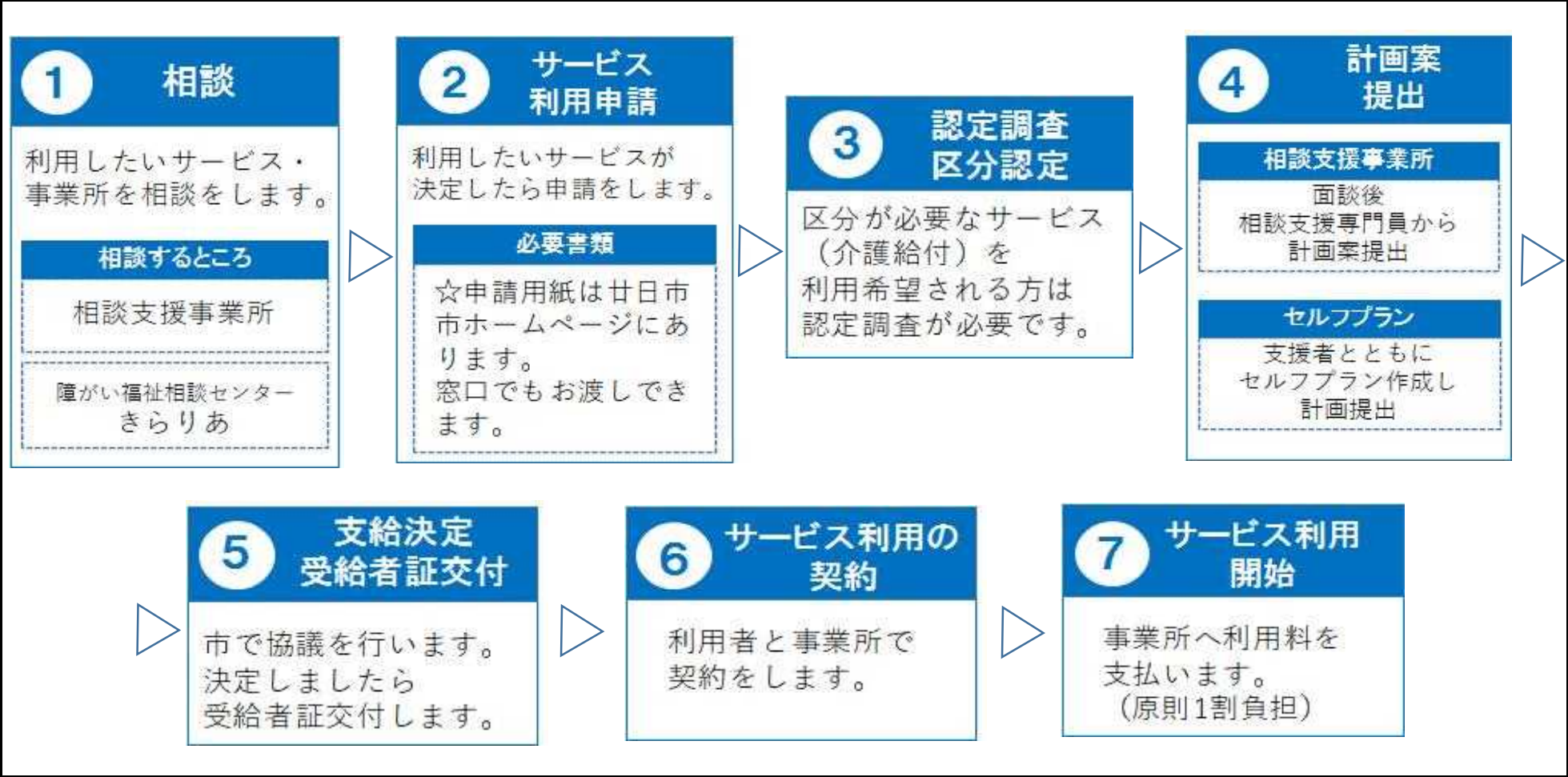
地域生活支援事業（水色・桃色の受給者証）				
サービス			内容	
移動支援系 日中活動系 訪問系	地域生活支援事業	移動支援	者・児	屋外での移動が困難な障がいのある人などに対して、ヘルパーにより社会生活上及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。
		地域活動支援センター	者	利用者が通所し、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜を提供します。
		日中一時支援	者・児	障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
		訪問入浴サービス	者	訪問により居宅において、入浴サービスをおこないます。
		入院時コミュニケーション支援	者	介護者がいない意思疎通が困難な重度の障がいのある人が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達したヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣し、医療機関スタッフとのコミュニケーションの円滑化を図ります。

相談支援

サービス			内容
相談支援に係る給付	計画相談	者・児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成します。 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）をします。 ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨をします。
	障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。 【継続障害児支援利用援助】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）をします。
	地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
	地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

注）「者」は「障害者」、「児」は「障害児」が利用できます。

利用の流れ



※ 地域生活支援事業のみ利用の場合、「認定調査」「区分認定」及び「サービス等利用計画」は不要。